

## 表示マークとは

平成24年5月に発生したホテル火災を受け、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する一定の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供することにより、防火安全体制が確立されることを目的として実施するものです。

### 1 表示制度の対象となるホテル・旅館等

収容人員が30人以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの

### 2 表示マーク

表示マークは、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令や建築基準法令に基づく防火基準に適合している場合に表示マーク「銀」を交付します。なお、表示マーク「銀」を3年間継続して交付されると、表示マーク「金」を交付します。

### 3 電子データでの表示マーク使用

表示マークを交付されたホテル・旅館等については、ホームページ等で電子データの表示マークを使用することができます。

### 4 申請及び受付

(1) 申請書の受付・審査は平成26年4月1日から開始します。

(2) 交付申請の受付及び交付に関する手続き等は消防局予防課で行います。

### 5 表示マークの掲出・使用

建物への表示マークの掲出、ホームページでの表示マークの使用は、平成26年8月1日からとなります。

### 6 その他

表示マークを交付したホテル・旅館等については、上越地域消防事務組合ホームページに掲載します。

【問合せ】

消防局予防課（電話 025-545-0230）